

南相馬市外国人雇用事業者支援事業補助金のご案内

＼ 外国人の方を雇用すると ／



1人あたり**30**万円

補助が受けられます！

市では、市内事業所の外国人材の受入れを支援し、外国人の雇用促進につなげるとともに、市内産業の活性化を図るため、外国人材を受け入れた事業者に対し、雇用に係る費用の一部を助成します。



交付対象者

以下の要件をすべて満たす市内事業者

- ・市内の事業者において、令和3年4月1日以降に、新たに外国人を雇用し、かつ、3年以上継続して雇用する意思を有していること。
- ・転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ・南相馬市多文化共生センターの会員であること。

対象となる外国人労働者

- ・在留資格の技能実習2号、3号
- ・在留資格の特定技能1号、2号
- ・在留資格の技術・人文知識・国際業務

補助金の額

定額：30万円（1人につき1回限り）

※特定技能1号で、特定産業分野の「介護」に従事する外国人を雇用した場合は、**20万円を加算**

申請受付・お問合せ先

南相馬市役所 商工観光部商工労政課企業支援係（平日 8：30～17：15）

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地 北庁舎1階

TEL：0244-24-5335 / FAX：0244-23-7420

申請書類の入手方法

市ホームページからダウンロード

南相馬市 外国人雇用 補助金

検索



南相馬市外国人雇用事業者支援事業 補助金の申請について

●交付対象者

以下の要件をすべて満たす市内事業者

- ・令和3年4月1日以降、新たに外国人を雇用し、かつ、3年以上継続して雇用する意思を有していること。
- ・市の市民税納税義務者であり、かつ、滞納がないこと。
- ・転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ・南相馬市多文化共生センターの会員であること。

●対象となる外国人労働者

- ・在留資格の技能実習2号、3号
- ・在留資格の特定技能1号、2号
- ・在留資格の技術・人文知識・国際業務

●補助金の額

定額：30万円（1人につき1回限り）

※在留資格の技能実習2号または3号の在留資格を有する外国人が、特定技能1号へ移行した場合新たに雇用した外国人として、補助金の対象とすることができます。

※特定技能1号の在留資格を有し、特定産業分野の「**介護**」に従事する外国人を雇用した場合は、**20万円を加算**します。

●申請書類

<交付申請>

- ・外国人雇用事業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・外国人労働者の在留カードの写し
- ・ // の住民票の写し
- ・ // と締結した雇用契約書の写し
- ・ // の出勤状況が確認できる書類（出勤簿やタイムカードなど）
- ・ // の健康保険証の写し

申請書類や要綱については市のホームページからダウンロードできます

<交付請求>

- ・外国人雇用事業者支援事業補助金請求書（様式第3号）

●申請期間と受給までの流れ

